

環境基準の名称の変更について（案）

これまで生活環境項目環境基準専門委員会において、追加を検討すべき環境基準の名称について「下層溶存酸素（下層DO）」及び「透明度」と表現しているが、以下のとおり、名称を変更してはどうか。

1. 「下層溶存酸素」を「底層溶存酸素量」とする

（理由）

今回設定する溶存酸素量は、底上直上から 1m以内程度を評価対象の基本とすることが考えられる。

下層という表現は、公共用水域において上層、下層で使用した場合、層厚が厚いイメージがある。

このため、今回検討する環境基準の名称は、「底層溶存酸素量」の方がより適した表現であると考えられる。

2. 「透明度」を「沿岸透明度」とする

（理由）

透明度の環境基準については、水生植物の保全、親水利用の保全の観点から設定を検討している。水生植物の保全の観点については、沿岸に生育することが多いこと、また、親水利用の保全の観点については、水浴や眺望など、沖合ではなく沿岸水域を対象とするものである。

このため、今回検討する環境基準の名称は、「沿岸透明度」の方がより適した表現であると考えられる。